

増毛町新築住宅建設支援補助事業の概要

【平成31年4月1日施行】

<p>目 的</p>	<p>町における良好な住環境の促進、子育て世帯又は三世代同居世帯への経済的支援及び未利用地等の有効活用を図るため、町内に土地を購入し住宅を新築した者等に対し、土地の購入費の一部を補助する。</p>
<p>対 象 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に売買によって土地を購入(土地の所有権移転登記の受付日をもって土地の購入とみなす。)し、3年以内に新築住宅を建築する者 ○町内に建売住宅を購入する者 ○補助金の交付請求の際、現に補助対象住宅の所在地に住所を有し、居住する者(但し、転勤、単身赴任、入院その他やむを得ない事情で補助対象住宅に住所を有することができない者又は居住することができない者も対象者とする。) ○公共事業等に伴う移転補償・当該土地に対する補助等を受けていない者 ○特定滞納者でない者(町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例) ○配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族からの取得でないこと ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者 ○過去にこの補助金又は増毛町住宅リフォーム等補助金交付要綱第4条第1項第4号イに規定する補助金の交付を受けていない者
<p>対 象 住 宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年4月1日から平成35年3月31日までに完成又は購入した新築住宅又は建売住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅：自己の居住を目的として新築した専用住宅又は併用住宅 ・建売住宅：新築された住宅とその土地が同時に販売される住宅
<p>補 助 金 額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土地購入金額の1/2(千円未満切り捨て)とし、100万円を上限とする(子育て世帯等は補助金の30%を加算)
<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「子育て世帯」とは、大学生以下の子を養育している世帯又は妊婦のいる世帯をいう。 ○「三世代同居世帯」とは、親、子、孫、等(交付申請時に出生予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子供を含む。)を基本とする三世代以上の直系親族で構成されており、同居している世帯をいう。 ○増毛町住宅リフォーム等補助金交付要綱第6条及び第7条に規定している新築工事補助金と併せてこの補助金の交付を受けることができる。